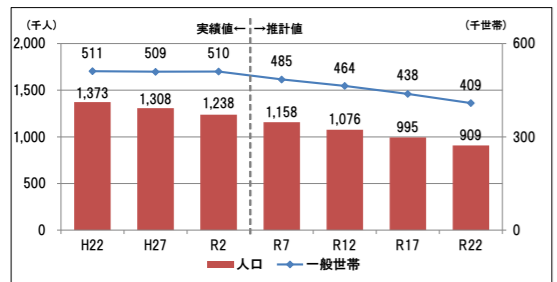
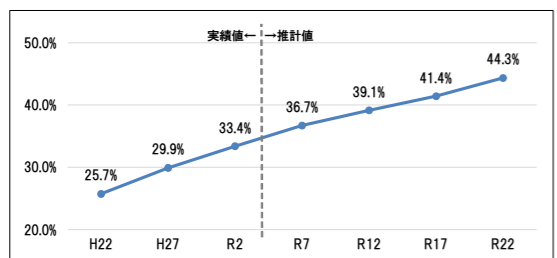


■計画の位置づけ
 ◆住生活基本法に基づく都道府県計画として、全国計画に即して策定
 ◆良質な住環境において、ライフスタイルに応じた住生活を賢く選択できる暮らしを「賢くて豊かな住生活」と定義し、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が掲げる「生活創造社会」の実現に向け、県の住宅政策がめざすべき姿として位置づけ
 ◆計画期間：令和3～12年度（10年間）

■住生活の現状
 ◆人口：S60をピークに減少し、R2に1,238千人 R17までには1,000千人を下回ると推計
 ◆一般世帯数：H22をピークに横ばい、R2で510千世帯 R22にピーク時の8割に減少と推計



資料：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計値
 ◆高齢者比率（65歳以上）：人口に対する高齢者の割合はR2で33.4%、R22に44.3%と推計



資料：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計値
 ◆住宅総数：H30年で592千戸、世帯数を上回っている
 ◆空き家：約89千戸（住宅総数の15%）、うち賃貸や売却等の対象とされていない空き家は46千戸
 ◆持ち家取得方法：中古住宅の購入は5%と、新築住宅の建設または購入の61%に比較して低い
 ◆公的賃貸住宅：約22千戸、うち3千戸は耐用年限経過のまま更新がない場合、10年後は6.4千戸に増加
 ◆住宅の耐震化率：83%、全国の87%に比較して低い
 ◆住宅関連技術者：60歳以上が占める割合は量職66.7%、左官61.5%、大工45.6%
 ◆住教育：平成30～令和2年度までに県内の小・中学校及び高等学校で実施した住生活出前授業は計31回

■住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本方針

◆住宅施策に関する視点	◆住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
1 「住まい手・コミュニティ」の視点 住生活を営む主体である多様な世代の「住まい手」と「住まい手」が互いに支え合いながら暮らせる「コミュニティ」の視点	1 多様な世代が共生できるコミュニティの形成 ◇子育て世帯向け住宅や高齢者向け住宅等、家族や世帯の状況に合わせた住宅の選択や確保を支援 ◇多様な世代が支え合いながらともに暮らすことのできる住環境の形成
2 「住宅・住環境」の視点 様々な社会環境の変化に対応した、より質の高い「住宅」と、「住まい手」が安全に住生活を営む基盤である「住環境」の視点	2 重層的な住宅セーフティネットの形成 ◇居住の安定確保に資する公的賃貸住宅的的確な供給及び民間賃貸住宅への円滑入居の支援 ◇公共と民間の役割分担を踏まえた重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの形成
3 「住宅関連産業」の視点 住生活を営む基盤である「住宅・住環境」を形成するために必要な地域の「住宅関連産業」の視点	3 健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成 ◇省エネ対策や新型コロナウイルス対策、健康寿命の延伸等、県民が健康に暮らすことのできる住宅ストックの形成 ◇適切に施工・維持管理された住宅が適正に評価、流通される環境整備を促進
4 「住教育」の視点 県民が豊かな住生活を実現するために必要な知識や判断能力を身に着けるための「住教育」の視点	4 安全に暮らせる住環境の形成 ◇自然災害による住家被害の最小限化、迅速な復興を支援する体制づくり等、安全に暮らせる住宅・住環境の形成 ◇空き家を適正に維持管理するとともに、状況に応じて除却や利活用を図る等、不良な空き家を減らすための取組み
5 地域の住宅関連産業の振興 ◇関係団体と連携した作り手の確保、木造建築や環境問題等の講習会の実施による技術者の知識・技能の維持向上 ◇県産材の積極的な活用による地産地消や脱炭素社会の推進	5 地域の住宅関連産業の振興 ◇関係団体と連携した作り手の確保、木造建築や環境問題等の講習会の実施による技術者の知識・技能の維持向上 ◇県産材の積極的な活用による地産地消や脱炭素社会の推進
6 賢い住まい方を実現するリビングリテラシー※の向上 ◇学校教育における住教育の拡充・継続 ◇一般県民に対する住情報提供等による県民全体のリビングリテラシーの向上 ◇個々のライフスタイルに応じた住宅を賢く選択できる社会の実現	6 賢い住まい方を実現するリビングリテラシー※の向上 ◇学校教育における住教育の拡充・継続 ◇一般県民に対する住情報提供等による県民全体のリビングリテラシーの向上 ◇個々のライフスタイルに応じた住宅を賢く選択できる社会の実現

■目標達成のために必要な基本的な施策

1 子どもを産み育てやすい住まいづくり 2 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくり 3 多世代が共生できる環境づくり
1 公共・民間の役割を踏まえた重層的な対応 2 老朽化した公営住宅ストックの更新及び有効活用
1 社会環境の変化に対応した良質な住宅ストックの形成 2 良質な既存住宅ストックの流通促進
1 安全な住宅・住宅地の形成 2 豊かな住環境の形成 3 空き家の適正管理・利活用、不良な空き家の除却の促進
1 住宅関連技術者の確保・育成 2 住宅関連産業の振興 3 県産材の活用
1 学校教育における住教育の充実 2 多様な世代に向けた住まい方についての学習内容、提供機会の充実

■戦略プロジェクト
 ※6つの目標実現に向け、相互に関連性を持って実施する重点的な取組み

1 空き家利活用推進プロジェクト 地域に応じた空き家利活用の仕組みの検討及び作り手の育成により「あずましい住環境づくり」を促進 ◆地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりの検討 (例)・流通可能性調査手法の検討 ・空き地・空き家を活用した住環境の再生手法の検討 ・災害時の応急仮設住宅への利活用 ◆地域で空き家利活用に携わる方の育成
2 「健やか住宅」普及促進プロジェクト 住まいと健康の関係性の周知を通じて県民の健康寿命の延伸を促進 ◆空き家を活用した「健やか住宅」リフォームの実践 ◆健康的に住まうための断熱リフォームの普及啓発 ◆「住まいと健康」について賢く学ぶ講習会の実施
3 リビングリテラシー向上プロジェクト 全ての県民が、住生活に関する確かな知識を身に着け、住宅・住環境を賢く選択できるよう、リビングリテラシーの向上を促進 ◆ライフスタイルに応じて住生活を賢く選択できる住まい手の育成 ◆魅力ある、あずましい住宅・住環境の作り手の育成 ◆シニア世代のリビングリテラシー向上

■公営住宅供給目標量 9千3百戸（うち前半5年間：4千9百戸） ※新規建設の戸数、建替えによる建替え後の戸数並びに既存公営住宅の空き家募集の戸数を合計した戸数

■成果指標		⑦居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率		0%→50% (R3) (R12)		⑪住宅ストックに対するリフォーム実施戸数の割合		4.0%→7% (H30) (R12)		⑮市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数		1,871戸→3,800戸 (H27～R2) (R12)			
①子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率	49.0%→約70.0% (H30) (R12)	④高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	45.5%→90% (R1) (R12)	⑧既存住宅流通の市場規模	11.0%→25% (H30) (R12)	⑫25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	82.4%→90% (R2) (R12)	⑯すまい職人きらりアップ体験出前授業の延べ参加人数	2,543人→約5,000人 (R2) (R12)	⑭最低居住面積水準未達率	2.4%→早期 (H30) 解消	⑰住宅等への県産材製品出荷量	7.2万㎡→10.5万㎡ (R2) (R12)		
②民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	16.3%→20.0% (H30) (R12)	⑤最低居住面積水準未達率	2.4%→早期 (H30) 解消	⑨省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	3.7%→20% (H30) (R12)	⑬耐震基準（昭和56年基準）が求められる耐震性を有しない住宅の割合	16.8%→おおむね (H30) 解消	⑱家庭科等における住教育副読本の採用校の割合	44.5%→90% (R1) (R12)	⑥建替等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設併設率	50.0%→90% (R2) (R3～12内の建替等団地)	⑩認定長期優良住宅のストック数	5,524戸→約1万戸 (R2) (R12)	⑫空家等対策計画を策定した市町村数の全市町村数に対する割合	85%→100% (R2) (R12)
③高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	50.2%→75% (H30) (R12)														

※リビングリテラシー：「住まいや住まい方に関する基礎的な知識や判断能力」を表現する言葉として県が提唱したもの